

令和 8 年度 基地対策に関する要望書

令和 7 年 7 月

埼玉県基地対策協議会

構成県市町（15 県市町）

埼玉県、狭山市、朝霞市、川越市、所沢市、飯能市、
入間市、和光市、新座市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、
ふじみ野市、毛呂山町、越生町

令和 7 年 7 月 9 日

令和 8 年度基地対策に関する要望書

埼玉県基地対策協議会

会 長	埼玉県知事	大 野	元 裕
副会長	狭山市市長	小谷野	剛代
〃	朝霞市長	松下	昌敦
〃	埼玉県副知事	堀光	初史
理 事	川越市長	森田	勝恵
〃	所沢市長	小野塚	重俊
〃	飯能市長	新井	理一郎
〃	入間市長	杉島	光子
〃	和光市長	柴崎	並木
〃	新座市長	並川	石藤
〃	坂戸市長	石川	齊藤
〃	鶴ヶ島市長	谷ヶ崎	芳照
〃	日高市長	高畑	健康
〃	ふじみ野市長	井上	丸
〃	毛呂山町長	新井	
〃	越生町長	新都	
〃	埼玉県企画財政部長		

基地対策に関する要望

埼玉県には米軍所沢通信施設、米軍大和田通信所及び米軍キャンプ朝霞（米軍アンテナ地区）、並びに航空自衛隊入間基地、陸上自衛隊朝霞駐屯地及び防衛省情報本部大井通信所等の基地があります。これらの基地は、いずれも県南の人口密集地域に所在するためまちづくりの障害となっています。

平成23年3月の東日本大震災や令和6年能登半島地震における人命救助活動や救援物資の輸送、令和2年以降実施された新型コロナウイルス感染症に対する災害派遣など、災害支援において自衛隊が果たす役割は大きく再認識されています。しかしながら、航空自衛隊入間基地や県境近くに所在する米軍横田基地を離着陸する航空機は、日常かつ広範囲に深刻な騒音被害をもたらしています。平成11年に入間基地所属機が狭山市内の市街地隣接地に墜落、平成28年4月に同基地所属機が鹿児島県内の山中に墜落、そして、令和5年11月には米軍横田基地所属C V-22オスプレイが鹿児島県屋久島沖合で墜落するなど、基地周辺の住民は絶えず航空機事故の危険にさらされています。

さらに、平成16年に起きた米軍所沢通信施設でのディーゼル燃料流出事故をはじめ、基地内で発生する事故は、周辺住民に「基地内で起こる事故の不安と脅威」を強く印象づけるとともに、沖縄をはじめ米軍基地が所在する地域では環境汚染や米軍人による不祥事が依然として発生しています。

このように、基地の存在及びその運用に伴う諸問題が地域の生活環境の整備・改善に対する様々な障害となっています。国におかれては、これまでも種々の施策を講じられていますが、生活環境の保全を求める住民の声に十分応えきれていない状況です。

さらに、かつての米軍基地であったキャンプ朝霞跡地及びジョンソン基地跡地が留保地として残されています。留保地については、平成15年度に国が「原則利用・計画的有効活用」へ基本方針を転換したことを受け、平成20年度に地元地方公共団体が策定した基地跡地利用計画に沿った跡地整備が進められることとなっています。しかし、地方公共団体が住民の期待に応え基地跡地を取得し利用していくことは、財政的に大きな負担となることが避けられません。

また、平和安全法制の運用については、住民の生命・身体・財産

に大きな影響を与えることから、国からの十分な情報提供や地方公共団体への意見聴取が不可欠です。

令和８年度の予算編成や施策決定に当たっては、基地対策関係予算を他の一般行政施策に係る財政措置と同一視することなく、所要の予算額を確保するとともに、基地による多大な影響を受けている住民並びに地方公共団体の実情を十分御賢察いただき、要望事項の実現について格別の御配慮を賜りますよう要望いたします。

目 次

1 米軍基地について 1

- (1) 米軍基地の縮小・返還又は共同使用を促進すること。
要望先：防衛省・外務省
- (2) 米軍所沢通信施設の全面又は一部返還を促進すること。
要望先：防衛省・外務省
- (3) 米軍キャンプ朝霞の全面返還を促進すること。
要望先：防衛省・外務省
- (4) 在日米軍再編について、適宜情報提供を行うこと。
要望先：防衛省・外務省

2 基地跡地について 3

- (1) 地元の跡地利用計画を採用するとともに、土壌汚染等が確認された場合には国において除去するなど環境対策を実施すること。
要望先：財務省
- (2) 返還国有地の処分に当たっては低廉な価格とすること。
要望先：財務省
- (3) 基地跡地は適正に管理するとともに暫定使用に配慮すること。
要望先：財務省

3 航空機騒音に対する防音工事について 7

- (1) 住宅に対する防音工事（「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」（以下「法」という。）第4条）を拡充すること。
要望先：防衛省
- (2) 公共施設等に対する防音工事（法第3条第2項・第8条）の補助対象施設の拡大、補助金額並びに助成額の増額等を行うこと。
要望先：防衛省

4 基地周辺整備について 10

- (1) 障害防止対策を拡充すること。
(法第3条第1項) 要望先：防衛省・外務省
- (2) 民生安定施設整備一般助成の補助対象事業の拡充、補助金額の増額等を行うこと。
(法第8条) 要望先：防衛省
- (3) 特定防衛施設周辺整備調整交付金の増額及び対象事業の拡大を行うこと。
(法第9条) 要望先：防衛省
- (4) その他基地周辺整備事業を拡充すること。
(法第6条・第7条・第13条) 要望先：防衛省

5 基地運用について 14

- (1) 航空機等騒音の防止措置などにより騒音を軽減すること。
要望先：防衛省・外務省・環境省
- (2) 騒音問題が生じる米軍飛行場での艦載機訓練を実施しないよう米軍に求めること。
要望先：防衛省・外務省
- (3) 基地の運用に関する情報を十分に提供するとともに基地に関する地元地方公共団体の意向に配慮すること。
要望先：防衛省・外務省
- (4) ペトリオット・システムの運用に関して特段の配慮を行うこと。
要望先：防衛省
- (5) 災害時における自治体からの救援物資や応援職員の搬送について自衛隊機の使用を検討すること。
要望先：防衛省

6 航空機の安全飛行及び基地の安全管理について.....20

- (1) 航空機事故の再発防止を徹底すること。
要望先：防衛省・外務省
- (2) 航空機の安全飛行を徹底すること。
要望先：防衛省・外務省

- (3) 基地内の安全管理を徹底すること。

要望先：防衛省・外務省

7 基地交付金、調整交付金について 24

- (1) 基地交付金を増額すること。

要望先：総務省・財務省

- (2) 基地交付金の対象資産を拡大すること。

要望先：総務省・財務省

- (3) 調整交付金を増額すること。

要望先：総務省・財務省

- (4) 基地周辺の騒音補正評価額に対する救済措置を
検討すること。

要望先：総務省・財務省

8 重要影響事態安全確保法、平和安全法制等について … 26

- (1) 重要影響事態安全確保法の運用に当たっては、
地方公共団体へ適時・的確な情報提供に努めるとともに、
その意向を尊重し、住民生活に影響
を与えることのないよう配慮すること。

要望先：内閣官房・防衛省・外務省

- (2) 平和安全法制の運用に当たっては、積極的に
情報提供を行うこと。

要望先：内閣官房・防衛省・消防庁

- (3) 重要土地等調査法の運用に当たっては、事前
に的確かつ詳細な情報提供を行うこと。

要望先：内閣府・防衛省

9 日米地位協定について 28

日米地位協定の見直しを行うとともに、その運用
について適切な改善を行うこと。

- (1) 施設・区域の提供等（第2条）に関する事項

要望先：防衛省・外務省

- (2) 施設・区域に関する措置（第3条）に関する事項

要望先：防衛省・外務省・環境省

- (3) 施設の返還（第4条）に関する事項

要望先：防衛省・外務省・財務省・環境省

要 望 事 項

【要望事項】

1 米軍基地について

- (1) 米軍基地の縮小・返還又は共同使用を促進すること。
- (2) 米軍所沢通信施設の全面又は一部返還を促進すること。
- (3) 米軍キャンプ朝霞の全面返還を促進すること。
- (4) 在日米軍再編について、適宜情報提供を行うこと。

《要望事項の内容及び説明》

(1) 縮小・返還又は共同使用の促進

要望先：防衛省・外務省

県内及び周辺に残存する米軍基地については、関係する自治体への影響及びその実情を十分考慮し、基地機能の縮小を促進すること。また、県内に残存する米軍基地については、その全部又は一部返還若しくは地元との共同使用も合わせて促進すること。

(2) 米軍所沢通信施設の返還の促進

要望先：防衛省・外務省

米軍所沢通信施設は、市街地中央部に位置し都市計画上の障害となっていることや、現代の通信機器等の発達などを鑑みると通信業務に現状の広大な敷地は不要と思われることから、基地全面返還を促進すること。

また、全面返還が早期に実現できない場合には、一部返還として基地南側（東西連絡道路の南側全体）及び文教通り線拡幅用地の返還を米側に要請すること。

(3) 米軍キャンプ朝霞の返還の促進

要望先：防衛省・外務省

米軍キャンプ朝霞は、市街地中央部に位置していることから、都市計画上障害となっている。

今後は計画的なまちづくりの推進、特に周辺施設等の整備計画並びに住民への開放を早急に進める必要があるため、基地全面返還を促進すること。

また、全面返還までの当面の措置として、部分的な返還について特段の配慮を行うこと。

(4) 在日米軍再編についての情報提供

要望先：防衛省・外務省

在日米軍再編については、関係地方公共団体に重大な影響を及ぼすことから、適宜情報提供を行うこと。

【現状：埼玉県内の米軍基地】（令和7年4月1日現在）

名 称	所 在 地	面 積
所 沢 通 信 施 設	所 沢 市	約 96.6ha
キ ャ ン プ 朝 霞	和 光 市	約 11.8ha
大 和 田 通 信 所	新 座 市 東京都清瀬市	約119.9ha (新座市分約95.2ha)
合 計		約 228.3ha (埼玉県分：約 203.6ha)

【現状：市街地に広がる米軍所沢通信施設】



【要望事項】

2 基地跡地について

- (1) 地元の跡地利用計画を採用するとともに、
土壌汚染等が確認された場合には国において
除去するなど環境対策を実施すること。
- (2) 返還国有地の処分に当たっては低廉な価
格とすること。
- (3) 基地跡地は適正に管理するとともに暫定
使用に配慮すること。

《要望事項の内容及び説明》

(1) 地元の跡地利用計画の採用及び環境対策の実施

要望先：財務省

ア 留保地は平成15年7月までの長期間、原則留保とされ、例外的にし
か公用・公共用の利用が認められていなかった。その中で地方公共団体
はこの方針に従い、取得の都度、国と協議を行ってきた。

しかし、平成15年7月、留保地の取扱いについて「有効活用」に方
針が転換され、地方公共団体は新たな利用計画の策定、及び計画に基づ
く整備推進が求められることとなった。埼玉県内では、平成20年6月
までに利用計画の策定が必要な各市において、利用計画の策定が完了し
ている。

基地跡地の利用に当たっては、地元地方公共団体の利用計画の採用が
前提であることから、地元の意向に十分配慮するとともに、周辺住民が
安全かつ安心して暮らせるよう、生活環境の維持・向上を図ること。

イ 跡地の利用に当たっては、事前に留保地の土壌汚染及び地下埋蔵物並
びに生態系の現況調査が必要である。その結果によっては計画に沿った
整備や留保地の価格に大きく影響を与えることから、国において基礎調
査を進め、その結果を公表すること。

また、土壌汚染や地下埋蔵物が確認された場合は、国において除去す
ること。

ウ 平成20年度に、キャンプ朝霞（北地区）跡地の一部で、基準を超え

る鉛やダイオキシン類等の土壤汚染物質と飛散性アスベストの存在が確認された。

アスベスト除去処理は一部区域にとどまっており、また、土壤汚染対策も調査後の除去処理方針については未定である。このままでは周辺の住民に対し、不安を与え健康を損なうような懸念もあることから、土地所有者である国の責任において、早急に基地跡地全体のアスベスト除去処理及び土壤汚染対策を行うこと。

(2) 低廉な価格による返還国有地処分等

要望先：財務省

ア 留保地に係る国の方針が「有効活用」へ転換されたことに伴い、留保地の処分条件については、他の国有地の処分条件より厳しくしていた平成元年の通達が廃止され、昭和54年の処分条件に戻ったところである。

しかしながら、基地を抱える地方公共団体及び地元住民は、これまで、基地が存在することにより地域発展の阻害、生活環境の破壊及び行政上の損失等、有形無形の被害を受忍してきており、昭和54年の処分条件ではなお不十分であると考えている。

したがって、こうした特別な事情を十分勘案し、留保地等返還国有地の処分に当たっては、次の事項の実現を最優先するべきである。

- (ア) 地方公共団体が利用する場合は、国有財産法等の優遇措置を適用するなど極力低廉な価格とすること。なお、分割取得制度や延納制度については、長期の期限とし、延納利率についても特別の措置を講じること。
- (イ) 地方公共団体以外が購入、利用する場合、国においては、地元地方公共団体と十分協議し、土地利用条件のほか地元地方公共団体の意向を入札条件に盛り込むなど、地元のまちづくり及び住環境の保全に支障を来さないようにすること。
- (ウ) 基地跡地は首都圏に残された貴重な緑地であり、地球温暖化に対する環境改善効果や災害に対する防災拠点としての効果が期待されている。加えて、基地跡地は基地騒音の緩衝地となっている箇所もあることから、返還財産留保地を緑地や公園として整備するに当たっては、国有財産法第22条を直接適用し無償貸付とするか、若しくは、旧軍港市転換法と同様に譲渡をすること。
- (エ) 道路については、基地跡地周辺地域の利便性の向上に寄与するものであるため、道路用地の先行取得及び整備を認めること。
- (オ) 留保地の有効活用を推進するに当たっては、省庁間の十分な連携を図り、防音工事対象区域内の全住宅、事業所及び店舗の防音工事を実現すること。
- イ 跡地整備をする上で必要な道路、上下水道等の公共施設の整備には、

短期間に巨額の財政負担を要するため、国において特別の財政措置を講じること。

(3) 基地跡地の適正管理及び暫定使用への配慮 要望先：財務省

ア 基地跡地については、残存する施設等の撤去を進めるとともに、処分されるまでの間、除草、樹木の剪定、清掃などを毎年定期的を実施し、周辺住民に迷惑がかからないように適正に管理すること。また、犯罪の温床や汚染・火災等の発生源とならないよう万全の措置を講じること。

なお、疑わしい残存物を発見した場合は、安全を確保した上で、速やかに地元自治体に情報提供を行い、必要な調査を行うとともに、土壌汚染や地下埋蔵物が確認された場合は国において除去すること。

イ 緑地帯、公園、駐車場等を必要としている地元地方公共団体から要請があった場合には、地元地方公共団体への基地跡地の長期の管理委託や一時使用について特段の配慮を行うこと。

ウ 国が暫定利用する場合には、地元の意見を積極的に取り入れ、地域の実状に十分配慮すること。

【現状：埼玉県内の基地跡地】

(令和7年4月1日現在)

名 称	所 在 地	接 収 面 積	未返還 面 積	返 還 面 積	未利用 面 積
所 沢 基 地 跡 地	所 沢 市	299.2ha	96.6ha	202.6ha	0.5ha
キャンプ朝霞跡地	朝 霞 市	431.1ha	11.6ha	419.5ha	17.2ha
ジョンソン基地跡地	狭 山 市 入 間 市	415.2ha	0ha	415.2ha	12.8ha
合 計		1,145.5ha	108.2ha	1,037.3ha	30.5ha

【参考：基地跡地処分関係法令等】

適用法令	基地跡地を公園に整備する場合	対 象
国有財産法	普通財産は、次に掲げる場合においては、これを地方公共団体…に 無償で貸し付けることができる。 一 公共団体において、… 公園 、…の用に供するとき（第22条）	全国で 2千公園 以上
返還財産の処分条件について （平成15年通知）	処分する面積の3分の2について無償貸し付け、残りの3分の1について時価売払い	朝霞市 和光市 新座市 狭山市 入間市他
1 旧軍港市転換法 2 旧軍港市転換法に基づく国有財産の 処理等について （昭和53年通知）	1 国は、旧軍港市転換事業の用に供するために必要があると認める場合においては、 …その事業の執行に要する費用を負担する公共団体に対し 普通財産を譲与しなければならない。 （第5条） 2 …一般的には、当該財産が概ね次に掲げるような施設の用に供される場合に 譲与するものとする。 （イ） 公園 （第11(1)ロ（イ））	横須賀市 呉市 佐世保市 舞鶴市
1 沖縄振興特別措置法 2 沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法	1 国は…沖縄振興計画に基づく事業で公共の用に供する施設に関するものを実施するため必要があるときは、政令で定めるところにより、国有財産を関係地方公共団体等に対して、 無償又は時価より低い価額で譲渡し、又は貸し付ける ことができる。（第109条） 2 国は…総合整備計画に基づく事業で公共の用に供する施設に関するものを実施するため必要があるときは、政令で定めるところにより、国有財産を関係地方公共団体等に対して、 無償又は時価より低い価額で譲渡し、又は貸し付ける ことができる。（第25条）	沖縄県

【要望事項】

3 航空機騒音に対する防音工事について

- (1) 住宅に対する防音工事（「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」（以下「法」という。）第4条）を拡充すること。
- (2) 公共施設等に対する防音工事（法第3条第2項・第8条）の補助対象施設の拡大、補助金額並びに助成額の増額等を行うこと。

《要望事項の内容及び説明》

(1) 住宅に対する防音工事（法第4条）の拡充

要望先：防衛省

- ア 住宅防音事業の対象区域については、区域外の住民からも多くの苦情が寄せられている現状を踏まえ、第一種区域の指定基準を航空機騒音環境基準値である70WECPNL（以下「W値」という。Lden値：57dB）へ引き下げるとともに、航空機連続離着陸訓練等の現実に即した区域指定の見直し等により、その対象区域を早期に拡大すること。
- イ 現在の対象区域の境界を道路、河川、鉄道、字界等で区分されるよう配慮すること。
- ウ 対象区域の新たな指定・解除に当たっては、事前に地元地方公共団体と協議するとともに地元住民にも直接説明すること。
- エ 第一種区域指定に係る告示日以後、当該区域内に新築された住宅についても防音工事の対象とすること。
特に、区画整理事業、再開発事業などの公共事業に伴い、告示年月日以前から当該公共事業区域に居住し換地処分等により新たに指定区域内に転入した世帯に対して特段の配慮を行うこと。
- オ 工事対象住宅に対する防音工事を早期に完了させること。
- カ 外郭防音工事は、85W値（Lden値：70dB）以上の区域にとどめることなく施工すること。また、住宅防音工事は、世帯人員にかかわらず全ての居室を施工し、ペアガラス、使用するサッシの質の向上等、工事の質の向上や施工内容の拡充・改善を積極的に行うとともに、防音工事実施期間中の仮住居の制度を設けること。

キ 住宅防音工事を施工した室内の木製建具等は、経年の使用による摩耗等で故障が多発していることから、防音サッシと同様に補修費等の国庫負担を制度化すること。

ク 事業所、事務所、店舗等も日常業務に支障を来していることから、当該施設の執務に係る部分を対象に加えて、住宅との格差を是正すること。

ケ 空気調和機器の機能復旧工事費を全額国庫補助とすること。

コ 空気調和機器及び防音建具について、老朽化により著しく機能が低下したものは設置後経過年数に関係なく復旧工事を早急に実施すること。

また、故障等の緊急時にも対応できるよう国において予備費を設けるなど補助の体制を充実させること。

サ 空気調和機器及び防音建具機能復旧工事について、2回目以降も対象とすること。

シ 空気調和機器稼働費補助金事業については、助成対象範囲を年金生活世帯まで拡大するとともに、補助限度額の引上げ及び対象期間の拡大を行うこと。

また、太陽光発電システム設置に対し早期の助成をするとともに、防音工事施工済み世帯全戸に拡大すること。

(2) 公共施設等に対する防音工事の拡充等

要望先：防衛省

ア 学校・病院等防音事業（法第3条第2項）

（ア）防音機能復旧工事の補助率の引上げを早急に検討すること。

（イ）防音事業関連維持事業については、全額国庫補助とし、保守管理経費についても補助対象とすること。

また、防音事業関連維持費のうちガス料金の補助対象期間を年間を通したものとすること。

（ウ）学校環境衛生基準を参考にして、基地周辺の学校施設への防音工事の助成に係る採択基準を緩和すること。

イ 民生安定施設整備事業（防音助成）（法第8条）

（ア）防音助成の基準限度額・音響緩和限度額の引上げを早急に検討すること。

（イ）防音機能復旧工事の補助割合と補助限度額の引上げを検討すること。

（ウ）民生安定施設について、その維持管理費の負担措置を講じること。

【現状：狭山市住宅街上空を滑走路に進入する自衛隊航空機】



【要望事項】

4 基地周辺整備について

- (1) 障害防止対策を拡充すること。
(法第3条第1項)
- (2) 民生安定施設整備一般助成の補助対象事業の拡充、補助金額の増額等を行うこと。
(法第8条)
- (3) 特定防衛施設周辺整備調整交付金の増額及び対象事業の拡大を行うこと。
(法第9条)
- (4) その他基地周辺整備事業を拡充すること。
(法第6条・第7条・第13条)

《要望事項の内容及び説明》

(1) 障害防止対策（法第3条第1項）の拡充

要望先：防衛省・外務省

ア 電波障害防止対策

航空機の飛行に伴う地上デジタルテレビ放送の電波受信障害対策については、受信料などの維持費に関する補助の制度化を図ること。

イ 基地内雨水等流出抑制対策

米軍所沢通信施設、防衛省情報本部大井通信所及び陸上自衛隊朝霞駐屯地その他新河岸川流域内に所在する各基地については、国の施策でもある新河岸川総合治水対策に沿って、基地内に雨水貯留施設を設置するなど、雨水流出抑制対策を一層進めるよう配慮すること。

また、局所的な豪雨が発生した場合でも基地外へ雨水及び汚水が流出することのないよう、基地内の雨水浸透能力及び汚水排水施設能力の向上を図ること。

さらに、国等が設置した基地外への雨水排水管等既存の施設についても老朽化に伴う改修や修繕管理に当たっては特段の配慮を行うこと。

ウ 電波障害防止イーズメントの区域の早期解除

米軍所沢通信施設隣接地の電波障害防止イーズメント（基地周辺の建築物の高さ制限）の区域の早期解除を米軍に求めること。

（２）民生安定施設整備事業（一般助成）の拡充等

要望先：防衛省

ア 補助割合又は限度額の引上げ（法第８条）

地方公共団体の財政状況が逼迫している中、新規事業を立ち上げることが困難となっていることから、事業の補助割合又は限度額の引上げなどを検討すること。

イ テレビ受信料減免区域の拡大

航空機による騒音障害がテレビ受信料減免区域外にも及んでいることから、区域を拡大すること。

ウ 基地対策に係る補助制度への助成

航空機の飛行直下の地域は航空機騒音の影響で生活環境の悪化が著しく、移転を検討している住民も少なくない。基地周辺住民の民生安定を図るため、航空機騒音に対して、見舞金制度を創設し、関係自治会を通じて地域住民の支援を行っている地方公共団体があることを踏まえ、必要な助成措置を講じること。

エ 財産処分

財産処分の手続きについては、平成２０年７月２８日付「防衛施設周辺地域の生活環境等の整備等に係る補助対象財産の処分について（通知）」で、承認手続きの一層の弾力化及び明確化が図られてきた。また、処分制限期間についても平成１２年度財務省令の改正に伴い短縮されたが、それ以前に建築した施設についても改正後の耐用年数を用いるよう制度を改善すること。

オ 補助事業対象の拡大

補助事業の対象については、対象施設の制限等を撤廃するとともに、維持や改修に係る費用についても対象とするなど地域の実情に合わせて拡充を図ること。

カ 補助事業の採択

一部事務組合は、市町村から独立した組織体であるため、その補助事業の採択に当たっては、構成市町村への民生安定事業補助の採択状況を一切鑑みることなく、採否を判断すること。

キ 補助対象区域の拡大

防衛施設が存在そのものが起因となり、自衛隊車両、航空機及びヘリコプター等の通過、射撃演習などによる騒音、振動、交通渋滞など市民生活全般に広く影響を及ぼしていることは明らかである。現行制度によ

り関連防衛施設付近に限られた対象区域を、防衛施設が所在する市町内全域に拡大し、民生安定事業を実施すること。

ク 防衛施設周辺におけるNHK放送受信料の補助制度（防衛施設周辺放送受信事業）の見直しへの対応

防衛施設周辺放送受信事業の見直しについて、世帯及び事業所のテレビ視聴環境の実態に即した適切な対応を行うこと。また、本事業の見直しに関する説明及び問合せ等への対応は、国の責任において実施すること。

（３）特定防衛施設周辺整備調整交付金（法第９条）の増額等

要望先：防衛省

ア 交付金の増額及び交付金交付対象施設の拡大

交付金の増額及び整備対象範囲を拡大するとともに、条件（要件）の緩和を検討すること。

イ 特定防衛施設の拡大

通信施設（キャンプ朝霞、所沢通信施設、大和田通信所、大井通信所など）については、広大な面積を有し、周辺地域の開発に及ぼす影響が大きく、都市計画上も支障を来していることを考慮し、法第９条に定める特定防衛施設として指定すること。

また、陸上自衛隊朝霞訓練場は、他の演習場と同様に砲弾を用いた演習に使用されるとともに、飛行場ではなくても、恒常的にヘリコプターの運用に使用されていることから、特定防衛施設として位置付け、調整交付金の対象とすること。

ウ 早期の交付決定と一括内示

年度後半の内示では適切な事業の執行ができないことから、年度当初に交付額を一括内示すること。

エ 財産処分

防衛施設周辺地域の生活環境等の整備等に係る補助対象財産処分基準について、申請手続きの原則では、財産処分のうち、交換は補助対象財産と他人の所有する他の財産を対象としているが、所有者が同一の財産も交換の対象とするなど柔軟な運用を認めること。

（４）その他の基地周辺整備事業（法第６条・第７条・第１３条）の拡充

要望先：防衛省

ア 緑地・緩衝地帯整備（法第６条）

国が買い入れた土地については、樹木の剪定や除草を毎年定期的かつ早期に実施するなど、周辺住民に迷惑がかからないよう適切に管理すること。

イ 国が買い入れた土地の無償使用（法第 7 条）

移転補償で国が買い入れた土地が市街地に点在しており、まちの空洞化を引き起こすおそれがあることから、国有地利用を促進するため、道路や自治会館用地など土地の無償使用に係る施設の範囲を拡大するとともに、周辺住民や自治会の希望に沿った弾力的かつ柔軟な対応をとること。

ウ 損失の補償（法第 13 条）

（ア）農耕阻害損失補償について、補償区域の拡大及び補償額の引上げを行うこと。また、補償事務委託金については、算出根拠を明確にするとともに、委託事務に相当する額を確保すること。

（イ）航空機騒音の影響で一般事業所の電話での会話に支障を来していることから、基本料金を損失補償するなど対象事業の拡大を検討すること。

【現状：防衛施設周辺整備関係補助金等】

（単位：千円）

年 度	障害防止・防音 工事（3 条）		民生安定事業 （8 条）		特定防衛施設周辺整備 調整交付金（9 条）	
	件数	補助金額	件数	補助金額	件数	交付金額
27 年度	6	794,819	6	361,178	11	220,015
28 年度	7	292,632	5	83,904	9	220,385
29 年度	8	457,469	5	259,786	11	223,131
30 年度	4	204,013	8	518,050	11	216,465
令和元年度	6	499,763	5	610,350	10	214,473
2 年度	2	57,380	4	237,771	9	233,014
3 年度	4	92,217	4	260,869	7	235,192
4 年度	5	237,277	1	97,728	6	238,231
5 年度	7	686,808	3	107,896	6	254,989
6 年度	12	637,983	4	373,389	9	255,140

※ 埼玉県基地対策協議会構成市町への補助金等の合計

【要望事項】

5 基地運用について

- (1) 航空機等騒音の防止措置などにより騒音を軽減すること。
- (2) 騒音問題が生じる米軍飛行場での艦載機訓練を実施しないよう米軍に求めること。
- (3) 基地の運用に関する情報を十分に提供するとともに基地に関する地元地方公共団体の意向に配慮すること。
- (4) ペトリオット・システムの運用に関して特段の配慮を行うこと。
- (5) 災害時における自治体からの救援物資や応援職員の搬送について自衛隊機の使用を検討すること。

《要望事項の内容及び説明》

(1) 航空機等騒音の防止措置などによる騒音の軽減

要望先：防衛省・外務省・環境省

ア 航空機騒音

(ア) 埼玉県環境部が実施した令和6年度の航空機騒音調査結果によると、航空自衛隊入間基地では6地点中1地点で航空機騒音に係る環境基準を超過している。また、米軍横田基地の測定2地点では環境基準の超過は観測されなかった。

また、狭山市環境経済部環境課の調査では、航空自衛隊入間基地の南北合わせて2地点のうち1地点で航空機騒音に係る環境基準を超過している。

環境基準の早期達成を図るため、低騒音機への機種変更・飛行回数
の制限など実効ある対策を推進すること。

(イ) 令和 6 年度の航空自衛隊入間基地の年間の管制回数は

約 19,590 回、1 日平均約 54 回である。また、米軍横田基地においても多数の離着陸が行われている。このため、連続離着陸飛行訓練を極力制限するとともに、特に早朝、夜間等、飛行自粛時間帯の飛行訓練を中止すること。

(ウ) 基地周辺地域住民の騒音被害を軽減するため、災害救助等緊急の場合を除き平日の午後 5 時から午前 8 時の間及び土曜日、日曜日及び祝祭日の飛行を中止すること。

また、やむを得ず飛行する場合は、短時間で飛行を終了するよう配慮すること。あわせて、実施内容について、地元地方公共団体に対して事前かつ速やかに提供するとともに、周辺住民に対しても登録制のメール配信等、直接周知できるような手段の構築も検討されたい。

(エ) 児童・生徒の良好な授業環境を保つため、小中学校等の授業時間中における飛行訓練については極力制限すること。

特に、小中学校等の入学式や卒業式をはじめとする公式行事を行う日の航空機の飛行訓練については中止を継続し、要務飛行についても配慮すること。

(オ) 市街地、学校及び病院等施設の上空での低空飛行は、極力制限すること。

また、航空自衛隊入間基地及び米軍横田基地を離着陸する航空機が、住宅防音工事対象区域を外れて飛行することがないよう運航方法に配慮すること。

加えて陸上自衛隊朝霞駐屯地、米軍所沢通信施設及び大和田通信所周辺は、住宅密集地域に近接し市街地にあることから、近隣住民からの苦情もあり、離着陸訓練を含むヘリコプター運用には特段の配慮を行うこと。

(カ) ヘリコプターは比較的低空で飛行し、通常の航空機の航路とも異なり、住民からの苦情が特に多いことから、騒音や振動、風圧等を緩和するための飛行高度や離着陸方法を検討すること。

(キ) ホバーリング（空中停止）等、一般の航空機とは異なる特殊な飛行形態であるヘリコプター騒音に対する特別な対策基準を設け、防音対策事業の実施を検討すること。

(ク) エンジンテストは、最小限度とするとともに、夜間を行わないこと。

特に、消音装置が使用できない機種 of 早朝及び午後 5 時以降のエンジンテストは、住宅地から離れた場所や屋内等での実施、低騒音機種への更新など、騒音の低減策を講じ、周辺住民に配慮すること。

(ケ) 飛行場内に消音装置、遮音壁及び騒音緩衝林を設置するなど、騒音

防止措置を積極的に講じること。

(コ) 陸上自衛隊朝霞駐屯地には学校施設が隣接していることから、防音壁の設置等、騒音を軽減するための対策を検討すること。

(サ) 土日の体験搭乗の飛行を削減すること。

イ その他の騒音

陸上自衛隊朝霞駐屯地内の射撃訓練場は、住宅密集地域に近接し市街地にあることから、その使用に当たっては騒音が外部に漏れないよう対策を講じること。

(2) 米軍飛行場での艦載機訓練の中止

要望先：防衛省・外務省

艦載機訓練、特に夜間離着陸訓練については、住宅隣接地域など騒音問題が生じる米軍飛行場で実施しないよう米軍に求めること。

また、低空飛行訓練についても、騒音や重大な事故につながるおそれがあることから、人口密集地域では実施しないよう米軍に求めるとともに、実施に当たっては関係地方公共団体に事前に情報提供すること。

(3) 基地関連情報の提供及び地元地方公共団体への配慮

要望先：防衛省・外務省

(基地関連情報の提供)

ア 基地施設や編成部隊の変更、装備品の換装更新等の十分な関連情報（目的、機能、効果等）について、関係地方公共団体に対して事前に提供すること。また、令和4年12月に決定された国家安全保障戦略等に伴う基地関連情報については、関係地方公共団体に対して事前に説明すること。そして、生活環境に影響が及ぶことがないよう特段の配慮を行うとともに、万が一、住民への影響が見込まれるものについては、住民に対してもあらかじめ直接説明すること。

イ 在日米軍基地及び自衛隊施設における演習訓練、基地内施設の改修及び新設に際しては、事前に地元地方公共団体等に対する十分な情報提供及び説明を徹底するとともに、地元の要請に十分配慮すること。

ウ 基地における演習訓練等の実施に当たっては、実施主体である基地自らがホームページ等により情報提供を行うほか、連絡窓口の体制を充実させ、周辺住民に不安を与えないよう誠意ある対応に努めるとともに、引き続き県及び地元地方公共団体へ速やかに情報提供すること。

特に、騒音の激しい演習を行う時は、周辺住民に対し周知徹底を行うこと。

エ 米側から十分な情報提供がなされる仕組みが確立するまでは、国の責任においてオスプレイの飛行状況や離着陸等の運用に関する情

報を把握し、速やかに関係自治体に情報提供すること。

- オ 平素から関係自治体等との連絡会議や航空事故等の発生を想定した訓練を実施するなど連絡体制の確立に努めるとともに、万一、基地に関連する事故が発生した場合は、直ちに関係及び周辺地方公共団体に情報提供し、専用回線を設置するなど連絡窓口を設置すること。

(地元地方公共団体への配慮)

- カ 航空機騒音について、測定箇所の増設を行うこと。また、航空機騒音が周辺住民に与える影響について早急に実態調査を行い、関係地方公共団体に情報提供するとともに、抜本的改善対策を講じること。
- キ 低空飛行に関する住民からの苦情が多いことから、航空法で定められている最低安全高度が遵守されていることを確認するため高度測定等調査を実施すること。
- ク 航空機による大気汚染について、航空機のエンジンテスト時や離陸時に大量に発生する排出ガスが、滑走路に隣接する住民の健康に及ぼす影響を調査するとともに、影響が認められる場合は、国の責任において対策を検討すること。

また、光化学スモッグが発生した場合は、地域住民の健康を害するおそれがあるので、連続離着陸訓練等の飛行を中止すること。

- ケ 大宮駐屯地内の化学学校では、住民に不安を与えるNBC（核・生物・化学）兵器の開発、搬入等を行わない方針を厳守すること。
- コ 陸上自衛隊朝霞駐屯地内の中央即応集団司令部のあった建物に、新たな部隊が入るなど基地機能の強化や日米地位協定（2－4－b）による米軍提供施設の拡大とならないようにすること。
- サ 陸上自衛隊朝霞訓練場において観閲式等の行事や訓練等が実施される場合は、航空機や車両の使用を最小限にとどめ、騒音・振動や周辺交通に支障がないよう配慮するとともに、振動等により周辺施設等に汚損又は破損が発生した場合は、原形復旧を行うこと。また、航空機については、安全な飛行高度を確保するとともに、緊急時の不時着陸地点の設定に当たっては、基地周辺の生活環境に十分配慮し、周辺住民等の利用がない区域を設定するなど周辺住民等の安全が十分に確保される措置を講ずること。あわせて、周辺の地方公共団体、施設及び住民に対し、事前に十分な情報提供を行うとともに、連絡窓口を設置するなどの対応を図ること。

なお、航空自衛隊入間基地において観閲式等の行事や訓練等が実施される場合も、航空機の使用及び事前の情報提供について同様の対応を図ること。

- シ 市街地における徒步行進訓練等の実施に際しては、地元自治体との連携強化を図りながら事前に周知徹底や啓発活動を行うとともに、周辺住

民に不安を与えないよう特段の配慮を行うこと。

- ス 陸上自衛隊朝霞駐屯地に設置されている陸上総隊司令部については、活動状況等を地元自治体に情報提供するなど、特段の配慮を行うこと。
- セ 航空自衛隊入間基地での消火訓練については、灯油の燃焼により黒煙が発生するため、近隣住民から問い合わせが寄せられている。このため、大気汚染や周辺への影響という観点から、訓練方法の変更等を検討するとともに、周辺住民への事前周知を徹底すること。
- ソ 航空自衛隊入間基地における危機管理の向上及び西武池袋線稲荷山公園駅に隣接する踏切の慢性的な交通渋滞を解消するため、鉄道敷の掘割化に取り組むこと。
- タ 航空自衛隊入間基地で行われる航空祭等のイベントでは、例年、多くの来場者等が訪れることから、周辺道路が非常に混雑し地域住民の日常生活に大きな影響を与えているため、地元警察署と連携を図り、イベント当日及び事前飛行訓練日等には交通整理員配置や交通規制、駐車場の確保等の渋滞緩和対策を講じるとともに、来場者等の安全を確保する一層の対策を実施すること。
- チ 入間基地北側に複数敷設されている旧軍排水路については、経年劣化による事故のおそれがあることや民間の土地利用の支障になっていることから、国での所管を明確にするとともに、関係機関との早急な協議を実施し、この問題の解決に向けた進展を図ること。
- ツ 米軍所沢通信施設内におけるアンテナのメンテナンス等について、地元自治体として、周辺住民への説明等が生じることから、可能な限り速やかに工事等の目的、内容等の情報を提供するなど特段の配慮を行うこと。
- テ 航空自衛隊入間基地の周辺において、地元自治体が道路を拡幅するなどの安全対策を講じる際には、基地用地の割譲等について特段の配慮を行うこと。
- ト 航空自衛隊入間基地に令和３年度に整備が完了した災害対処拠点施設等及び自衛隊入間病院の運用については、引き続き必要な情報提供を行うとともに、地元自治体や地域住民の意向を踏まえ、可能な限り有効活用できるよう配慮すること。

(４) ペトリオット・システムの運用に対する配慮

要望先：防衛省

ペトリオット・システムの訓練及び移動展開に当たっては、関係地方公共団体に対する事前の適切な情報提供及び事故防止等の安全管理を徹底し、周辺住民に不安を与えないよう特段の配慮を行うこと。

(5) 災害時における自治体からの救援物資や応援職員の搬送 について自衛隊機の使用を検討

要望先：防衛省

災害時において、被災地からの要請により自治体が行う救援物資や応援職員の輸送は迅速な対応が求められることから、自衛隊機を使用した搬送を検討すること。

【現状：航空機騒音調査結果】（出典：航空機騒音調査結果〔埼玉県環境部〕）

○航空自衛隊入間基地

数値は Lden 値（dB）、網掛けは環境基準超過を示す。

区 分	入間基地南側			
年 度	康寿園 (所沢市 東狭山ヶ丘)	宮前小学校 (所沢市 東狭山ヶ丘)	所沢西高校 (所沢市 北野新町)	小手指小学校 (所沢市 小手指元町)
30年度	59	57	54	51
令和元年度	58	56	54	51
2年度	58	56	53	50
3年度	—	56	54	52
4年度	—	57	54	51
5年度	—	55	53	50
6年度	—	56	53	50

※ 康寿園は令和3年2月11日までの測定結果。

※ 「—」は測定器撤去等のため測定データなし(以下の表について同様)

区 分	入間基地北側			
年 度	狭山緑陽高校 (狭山市 広瀬東)	綜研化学(株) 駐車場 (狭山市柏原)	柏原幼稚園 ⇒柏原小学校 (狭山市柏原)	老人福祉センター 宝荘 (狭山市柏原)
30年度	55	61	54	52
令和元年度	54	60	53	51
2年度	53	59	52	50
3年度	55	60	—	51
4年度	54	60	—	51
5年度	53	59	—	50
6年度	53	59	—	51

○米軍横田基地

区 分	横田基地北側			
年 度	金子小学校 (入間市西三ツ木)	旧飯能南高校 (飯能市阿須)	加治東小学校 (飯能市岩沢)	飯能第一中学校 (飯能市双柳)
30年度	54	51	49	48
令和元年度	53	49	47	47
2年度	53	50	—	48
3年度	53	—	—	47
4年度	54	—	—	48
5年度	54	—	—	48
6年度	52	—	—	47

※ 加治東小学校は令和元年9月11日までの測定結果。

【要望事項】

6 航空機の安全飛行及び基地の安全管理について

- (1) 航空機事故の再発防止を徹底すること。
- (2) 航空機の安全飛行を徹底すること。
- (3) 基地内の安全管理を徹底すること。

《要望事項の内容及び説明》

(1) 事故再発防止の徹底

要望先：防衛省・外務省

平成11年の航空自衛隊入間基地所属航空機の墜落事故は、住宅密集地の隣接地で発生した事故であり、住民に強い衝撃を与えた。航空自衛隊入間基地周辺では、それ以前にも航空機事故が発生しており、平成28年4月には鹿児島県内で航空自衛隊入間基地所属航空機の墜落事故が発生した。

また、平成30年2月に陸上自衛隊目達原駐屯地所属機が佐賀県内の住宅地に墜落し民家が全焼、令和4年1月に航空自衛隊小松基地所属機が墜落、令和5年4月に陸上自衛隊高遊原分屯地所属機が墜落、令和6年4月に海上自衛隊大村航空基地所属機が墜落、令和7年5月に航空自衛隊新田原基地所属機が墜落するなど自衛隊機の事故が相次いでいる。

米軍機についても平成27年5月にハワイ州で発生した海兵隊所属MV-22オスプレイの着陸失敗事故、平成29年10月に沖縄県内で発生した在沖縄海兵隊所属CH-53大型輸送ヘリコプターの不時着・炎上事故、令和4年3月にノルウェー、同年6月にカリフォルニア州、令和5年8月にオーストラリアで発生したMV-22オスプレイの墜落事故、そして令和5年11月には鹿児島県屋久島沖合で米軍横田飛行場所属CV-22オスプレイが墜落する事故が発生するなど米軍航空機の不時着陸等が頻発している。

こうした状況の中、基地周辺の住民は大きな不安を抱えて生活をしている。基地周辺住民に不安を与えることがないように平素から航空機事故の再発防止を徹底すること。

(2) 航空機の安全飛行の徹底

要望先：防衛省・外務省

ア 平成29年12月に沖縄県宜野湾市内の小学校校庭に米軍CH-53

大型輸送ヘリコプターの窓が落下、令和元年８月には同型機が沖縄県東海岸沖に再度窓を落下させた事故は基地周辺住民に大きな不安を与えた。

また、米軍横田基地では、令和２年にＣＶ－２２オスプレイの部品遺失、パラシュート備品の落下事故、フィン落下事故が相次いで発生した。この間、当協議会では再発防止策の徹底等を要請したが、当時、一切の報告がないまま訓練が再開され、落下事故が相次いだところである。

さらに、自衛隊機についても、部品等落下が繰り返されている状況にある。

航空機による部品落下事故は、甚大な被害をもたらすおそれ大きいことから、部品落下事故を含むいかなる航空機事故(米軍機及び自衛隊機)の発生も防止するため、航空機の整備実施体制の拡充や、配備後、相当の年数を経過した航空機に対する特別な整備を実施するなど、飛行前後の整備点検を充実強化すること。

あわせて、部品の大小にかかわらず、万が一部品落下事故等が発生した場合は、基地所在地のみならず飛行ルート等に関係する市町・住民へ適切かつ迅速な情報提供を行うこと。

イ 航空機の操縦士や整備士をはじめとした全ての飛行場関係者に対して、安全教育を徹底して実施するとともに、安全管理体制を強化するなど、安全飛行の実施を徹底すること。

ウ 事故発生時の被害の拡大防止や乗員の安全確保を図るため、内陸の住宅密集地域の基地である航空自衛隊入間基地や米軍横田基地での訓練飛行は制限すること。

エ 低空飛行訓練は、重大な事故につながるおそれがあるため、自衛隊機については中止するとともに、米軍機については国において県内での実態を明らかにし、低空飛行を行わないよう米軍に求めること。

オ 令和３年８月に航空自衛隊入間基地周辺においてブルーインパルスが不適正な高度でカラスモークを使用し、基地周辺の車両約１，１８０台に当該物質が付着する事案が発生したことに対して、当協議会から、被害状況を確実に把握し適切な措置を講じること、事実関係を関係自治体に説明すること、再発防止策を講じるとともに航空機の適正な運用を徹底すること等を要請している。入間基地を取り巻く市街地の現状を考慮し、航空祭等における飛行展示や曲技飛行については最小限に止め、重大事故につながる市街地上空での低空飛行展示は行わない等、航空機の適正な運用と安全飛行を徹底すること。

カ 平成３０年７月、米軍横田基地のＣＶ－２２オスプレイが地元自治体に一切説明のないまま本県に飛来し、日米合同委員会合意で避けること

が原則となっている学校や病院、人口密集地の上空での低空飛行訓練や当該地域での離着陸訓練が行われた。また、令和3年には、山形、仙台及び館山において整備上の問題等の可能性が飛行中に発見され、令和4年8月には米空軍がクラッチを原因とする特有の現象が過去6週間のうちに2回発生したことを契機として、当面の間、CV-22全機の地上待機措置をとることを決定した（令和4年9月2日に措置は解除）。そして、令和5年11月には鹿児島県屋久島沖合で墜落事故が発生し、令和6年12月には同年11月のニューメキシコ州での緊急着陸を受けて一時運用停止が決定された（同月中に措置は解除）。

CV-22オスプレイは本県上空を飛行しており、同機の事故や飛行中のトラブルの可能性のある事案は飛行経路の周辺住民に大きな不安を与えることから、航空機の点検整備を強化・徹底するとともに、トラブルの可能性のある場合には迅速に予防着陸する等の回避措置をとり安全飛行を徹底すること、並びに飛行時間帯、飛行高度、飛行経路及び訓練を行う場所などについて日米合同委員会合意を遵守するよう米側に申し入れること。また、国の責任において運用に関する具体的内容及び今後の追加配備について、米側から情報提供を受け、関係自治体及び住民の理解が得られるよう事前に十分な説明を行うこと。

キ 米軍所沢通信施設には米軍所属の航空機が継続的に飛来、離着陸している。当該施設は人口密集地に所在し、学校や病院とも近接しているため、周辺住民の安心安全を脅かすことから、航空機については飛来をさせないよう米側に申し入れること。

ク 木更津駐屯地に暫定配備されたV-22オスプレイについては、配備計画や運用時の飛行ルートなど、配備・運用に関する具体的な内容について、事前に関係自治体に対し、詳細かつ丁寧な説明を行うこと。また、安全飛行を徹底するとともに、直接、関係自治体及び住民に対してオスプレイの安全性を十分説明すること。

ケ 令和2年度に新たに入間基地に配備された輸送機C-2、電波情報収集機RC-2及び飛行点検機U-680Aを含む全ての航空機について、運用などの周辺住民に影響を与える事項について地元自治体等への迅速な情報提供を行うこと。また、配備に伴い生活環境に影響が及ぶことがないよう特段の配慮を行うとともに、航空機の安全飛行を徹底するため、航空機の整備実施体制の強化や安全教育を徹底すること。

（３）基地内の安全管理の徹底

要望先：防衛省・外務省

ア 平成16年8月31日に、米軍所沢通信施設にてディーゼル燃料流出事故が発生した。基地内で同様の事故が再度起きることのないよう、安全管理を徹底すること。

- イ 周辺環境に影響を及ぼさないよう基地内の除草や樹木の剪定などを定期的に実施するなど適正な管理を徹底すること。
- ウ 陸上自衛隊朝霞訓練場における実包使用訓練の実施に当たっては、訓練場外への流弾事故等が発生しないよう、安全管理を徹底すること。
- 訓練に使用した実包等に含まれる鉛等により、周辺の土壌の汚染や公共用水域での水質汚濁、地下水の汚染といった環境への影響が懸念されるため、定期的に射撃場及びその周辺の土壌調査及び水質調査を実施し、結果を公表するとともに、必要に応じて環境保全のための措置を講じること。
- エ 陸上自衛隊朝霞訓練場における演習及び訓練の実施に当たっては、大規模な訓練等に自衛隊及び米軍が多く参加する際に、汚水が河川に流出し汚染することがないように、またその汚水の流出による悪臭発生などの影響が住民生活に及ばないように、施設管理を徹底すること。
- オ 異常気象等による予期できない被害に備え、基地内における安全管理体制の確立及び徹底を行うこと。
- カ 令和元年に米軍によって横田基地内で行われた外周道路切替工事において発生した土砂が、米軍所沢通信施設に搬入され、施設内の一角に堆積している。当該土砂が法面の崩壊等により基地の外に流出するなどして、周辺環境に影響を与えることがないように、管理を徹底するよう米軍に申し入れること。
- キ 横田基地内の工事に伴い米軍所沢通信施設に搬入された土砂について、米軍による土壌汚染調査が実施され、全ての特定有害物質において基準値以下であることは確認されているが、安全性をより確かなものとするため、日本国内法の規定に基づいた調査方法により、改めて国において土壌汚染調査を実施すること。国が調査を実施しないということであるならば、市による土壌汚染調査が実施できるよう米軍に働きかけをすること。
- ク 令和2年8月、自衛隊の火薬庫の特別検査により、自衛隊等が管理する火薬庫について、必要な保安距離が確保されていない等不適切な管理が確認された。火薬類や燃料といった危険物の取扱いは安全第一が基本であるため、法令等で定められた基準を遵守し、事故防止等の安全管理を徹底すること。
- ケ 令和6年12月、米軍所沢通信施設において、芝刈り作業中に芝刈機のエンジン付近に刈草が蓄積したことを原因とする火災が発生した。管轄の埼玉西部消防局が迅速に対応し人的被害は確認されなかったが、近隣の学校で一部の授業や生徒の活動に支障が生じるなど住民生活に影響が及んだ。基地内の火災は、基地周辺の住民や生活環境に影響を及ぼすおそれがあることから、設備の管理を徹底するなど再発防止を米軍に申し入れること。

**【米軍所沢通信施設
ディーゼル燃料流出事故(平成16年)】**



【要望事項】

7 基地交付金、調整交付金について

- (1) 基地交付金を増額すること。
- (2) 基地交付金の対象資産を拡大すること。
- (3) 調整交付金を増額すること。
- (4) 基地周辺の騒音補正評価額に対する救済措置を検討すること。

《要望事項の内容及び説明》

(1) 基地交付金の増額

要望先：総務省・財務省

ア 基地交付金は、基地の存在による特殊事情を勘案して、固定資産税の代替的性格に加え、住民福祉の向上及び基地の安定した使用のために交付されているものと理解している。

したがって、国においては、交付額が少なくとも固定資産税相当額となるよう基地交付金予算を大幅に増額すること。

イ 基地交付金交付額が固定資産税相当額に達していない場合は、不足分を地方交付税の特別交付税で補填するなどの措置を講じること。

ウ 基地交付金に係る対象資産の評価額等については、実情に合うように固定資産評価基準により算出される価格とすること（国有財産台帳価格と固定資産税評価額の評価水準、評価方法、評価の基準日等を統一すること。）。

エ 基地交付金は、基地が所在することによる地方公共団体の財政需要に対処するための財政補給金としての性格を有するとともに、この財政需要は地方公共団体の財政力にかかわらず発生するものであることから、いわゆる財源超過団体に対する基地交付金の減額措置については廃止すること。

(2) 基地交付金の対象資産の拡大等

要望先：総務省・財務省

ア 基地交付金の対象資産に自衛隊の隊舎、司令部等も加えるとともに、米軍と同様に基地を構成している全施設（土地・建物、航空機等）を基地交付金の対象資産とすること。

イ 基地返還後の基地交付金については、跡地の処分が確定するまでは、

減額しないよう配慮すること。

ウ 基地周辺において、国が買い上げた土地を基地交付金の対象とすること。

エ 基地交付金の算出根拠について、明確に提示すること。

(3) 調整交付金等の増額

要望先：総務省・財務省

ア 調整交付金は、米軍資産に対する固定資産税相当額を交付すること。

イ 基地交付金、調整交付金は早期に交付すること。

ウ 調整交付金の算出根拠について、明確に提示すること。

(4) 基地周辺の騒音補正評価額に対する救済措置

要望先：総務省・財務省

航空自衛隊入間基地周辺の土地については、航空機の騒音補正により評価額を減じていることから、これに伴う固定資産税の減収分に対して特別の救済措置を検討すること。

【現状：基地交付金及び調整交付金】

(単位：千円)

年 度	基地交付金(a)	固定資産税相当額(b)	割合(a/b)	調整交付金
平成27年度	1,478,711	5,083,891	29.1	11,884
28年度	1,508,618	4,809,921	31.4	11,792
29年度	1,513,556	4,848,288	31.2	11,954
30年度	1,515,897	4,911,226	30.9	12,099
令和元年度	1,486,710	4,759,195	31.2	12,318
2年度	1,458,218	4,652,465	31.3	12,307
3年度	1,476,804	4,690,677	31.5	12,178
4年度	1,547,359	4,894,002	31.6	12,323
5年度	1,521,942	4,885,365	31.2	12,321
6年度	1,532,685	4,907,107	31.2	12,256

※ 固定資産税相当額：対象資産価格×1.4%

【要望事項】

- 8 重要影響事態安全確保法、平和安全法制等について**
- (1) 重要影響事態安全確保法の運用に当たっては、地方公共団体へ適時・的確な情報提供に努めるとともに、その意向を尊重し、住民生活に影響を与えることのないよう配慮すること。**
 - (2) 平和安全法制の運用に当たっては、積極的に情報提供を行うこと。**
 - (3) 重要土地等調査法の運用に当たっては、事前に的確かつ詳細な情報提供を行うこと。**

《要望事項の内容及び説明》

(1) 重要影響事態安全確保法の運用に当たっての情報提供等

要望先：内閣官房・防衛省・外務省

- ア** 重要影響事態安全確保法の運用に当たっては、平素から地方公共団体に対して積極的に情報提供を行うとともにその意見を聴取すること。特に、地方公共団体に対する協力依頼の手続きなどについて明確に示すこと。
- イ** 重要影響事態安全確保法第9条に基づく協力要請に当たっては、当該地方公共団体・民間事業者の意向を十分尊重すること。また、県内における協力依頼の状況など、必要な情報を適時・的確に提供すること。
- ウ** 住民に不安を与えることのないよう、国において、重要影響事態安全確保法について住民に対して適切に広報等を行うこと。
- エ** 後方地域支援としての基地利用等に当たっては、住民生活に影響が生じることのないよう配慮すること。
- オ** 後方地域支援により、県内に所在する医療機関における住民に対する医療活動に支障が生じないよう配慮すること。

(2) 平和安全法制についての情報提供

要望先：内閣官房・防衛省・消防庁

平和安全法制の運用に当たっては、平素から地方公共団体に対して積極的に情報提供を行うとともにその意見を聴取すること。

(3) 重要土地等調査法の運用に当たっての情報提供等

要望先：内閣府・防衛省

重要土地等調査法の運用に当たっては、個人情報保護に十分配慮するとともに、住民の自由と権利を不当に制限することのないよう必要最小限度の措置を求める同法及び基本方針に基づき厳格に対応すること。

また、基地周辺住民及び地元自治体に与える影響が大きい場合には、該当する地方公共団体に対して事前に的確かつ詳細な情報提供を行うとともに、国の責任において住民に対して周知・説明を行うよう努めること。

【要望事項】

9 日米地位協定について

日米地位協定の見直しを行うとともに、
その運用について適切な改善を行うこと。

(1) 施設・区域の提供等（第2条）に関する
事項

(2) 施設・区域に関する措置（第3条）に関
する事項

(3) 施設の返還（第4条）に関する事項

《要望事項の内容及び説明》

(1) 施設・区域の提供等（第2条）に当たっての情報提供等

要望先：防衛省・外務省

ア 基地の機能変更、閉鎖、移転、返還等の検討に当たっては、あらかじめ地元地方公共団体に情報提供と協議する旨を明記すること。

イ 基地の機能強化、恒久化につながる施設建設等を行わないこと。

ウ 連絡将校の配置や基地機能の強化など、米軍基地の拡大化・恒久化につながるような組織改革等を行わないこと。

エ 施設建設計画等について、米軍予算で行うものも含め、あらかじめ地元地方公共団体に情報提供するとともに、その意向を尊重する旨を明記すること。

オ 平成29年度に米軍所沢通信施設内に「ソーラーパネル付き駐車場」の建設計画が米軍において検討され、設置、管理・運営する請負業者を募集していた。新たな施設建設は基地の恒久化に繋がりがねないことから、国において米軍から早期にかつ正確に情報を得るとともに、地元地方公共団体に対する的確に情報提供すること。

カ 日米共同方面隊指揮所演習に係る限定使用財産の追加に当たっては、地元地方公共団体の意向に十分配慮するとともに、既に提供されている財産についても提供の必要性等を審査し、限定使用財産の追加及び米軍の自衛隊施設利用が恒常化しないよう努めること。

また、地元住民の不安解消や安全確保に十分配慮すること。

キ 降下訓練始め行事等における米軍による自衛隊施設の利用が恒常化しないよう努めるとともに、訓練の情報は事前に地元地方公共団体に提供すること。

ク 飛行訓練などの演習・訓練については、原則、日米地位協定第2条に基づき提供される施設・区域内において実施することとし、やむを得ず実施される提供施設・区域外における演習・訓練については、必要最小限とし、事前に安全措置等について日本政府と協議する旨を明記すること。

(2) 施設・区域に関する措置（第3条）

要望先：防衛省・外務省・環境省

ア 貯油施設等基地の防災対策については、周辺住民の生命、財産を守り安全を確保するため、万全の措置を講じること。

イ 米軍は、施設及び区域が所在する地方公共団体が公務を遂行する上で必要な場合は、事前通知に基づく当該施設及び区域への立ち入りを可能にするなど必要かつ適切なあらゆる便宜を図ること。ただし、緊急の場合は、事前通知なしで即座の立ち入りを可能にする旨を明記すること。

ウ 基地に起因する事件、事故等が発生した場合、速やかに関連する情報を地元地方公共団体に提供するとともに、二次災害防止の措置を取ること。また、事後処理、原因究明、再発防止策を早急に確立し、あわせて、当該情報を地元地方公共団体に提供すること。

エ 生活環境の保全等に係る環境条項を新たに設け、基地内において国内環境法令を適用するとともに、日米両国政府の責任において基地の特殊性に応じた措置を講ずること。

(3) 施設の返還（第4条）に当たっての日米両政府の対処

要望先：防衛省・外務省・財務省・環境省

基地の返還に当たっては、あらかじめ環境調査等を実施し、必要があれば環境の浄化や障害物件の除去などの適切な措置を講じてから返還するよう日米両国政府が責任をもって対処すること。

